

**令和 7 年度 小樽市地域公共交通維持確保対策調査等業務
委託公募仕様書**

1 業務の名称

令和 7 年度 小樽市地域公共交通維持確保対策調査等業務

2 業務の目的

小樽市（以下「本市」という。）では、市内路線を運行するバス事業者の乗務員不足が深刻化していることから、自動運転バスなどによる旅客輸送の実現により、持続可能な交通サービスの提供が求められている。

本市が実施する地域公共交通維持確保対策調査等業務（以下「本業務」という。）では、将来的な自動運転 E V バスのレベル 4 実装に向けて、公道走行の課題抽出やリスク分析を行うとともに、自動運転に対する社会的受容性の醸成を図り、地域公共交通の活性化及び観光に資する公共交通の整備などの課題解決に向けた検討を進めることを目的として実施する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

（１） 自動運転 E V バスの実証実験の準備・検討

堺町と小樽運河周辺を結ぶ地域における運行ルート案（循環ルートを想定）、運行ダイヤ案、使用する自動運転車両を盛り込んだ具体的な実証計画を立案し、本市における社会実装に向けた課題の抽出やその解決策及び自動運転技術に対する社会的受容性の醸成に関する事業の検討のほか、関係機関（道路管理者、交通管理者等）との協議や必要な申請を行うこと。

実証実験は 6 月下旬から 7 月中旬に開始し、2 週間程度の期間で実施する。また、使用する車両は、自動運転レベル 2 以上での走行が可能であるものとする。なお、実証実験は、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成 28 年 5 月警察庁作成）」及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（令和 5 年 4 月警察庁作成）」に即して実施するものとするが、関係法令を所管する国の動向等から、自動走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、当該

新制度に即して実施すること。

また、必要に応じ、実証実験時に利用者の予約を受け付けることも検討すること。

（２）自動運転ＥＶバスの実証実験の運営

実証実験に必要な現場管理、運営支援等を行うこと。運行拠点周辺における必要な安全対策の実施や、利用者に対して必要な情報提供やサポートを行う。実証実験に必要な費用（自動運転車両の調達、運行事業者の人件費等）は全て委託業務の範囲に含める。

（３）自動運転技術の社会的受容性の醸成に関する事業の実施

①自動運転技術や公共交通に関するイベントや広報活動の実施

自動運転技術に関する社会的受容性を高めるとともに、本市公共交通が置かれている現状や課題について広く市民に周知するため、イベントや広報活動を実施すること。

②動画の作成

自動運転技術の紹介や説明、実際の走行の様子を撮影した動画を作成すること。動画時間は、ショート版（30秒程度）、短編版（2分程度）の２種類とする。成果品の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとし、制作された動画や画像をあらゆる用途に使用する等の二次利用ができるよう、必要な許諾を事前に得ること。

③自動運転技術に対する社会的受容性の調査

自動運転技術に対する社会的受容性を計測するため、アンケートなどによる調査を行うこと。

（４）実証実験の評価検討

実証実験や社会的受容性に関する調査内容を検討・分析を行うとともに、将来の自動運転レベル４の実装に向けての課題整理を行うこと。

（５）会議運営等の支援

実証実験全般のスケジュールを管理し、自動運転サービスの運営や走行空間確保方策の実施に向けた関係者での情報共有や協議を目的とした会議を必要に応じで開催し、実証実験の計画や進捗状況に関する関係者協議の場の運営支援を行い、

状況報告や協議に必要な資料作成等を行うこと。

(6) 次年度以降の検討課題等の整理

今年度の実証実験の結果を踏まえ、次年度以降の検討課題（スケジュール、体制、実証実験内容）等について整理し、計画書の作成を行うこと。

また、将来的な社会実装を想定し、事業の持続可能性の観点から自動運転の収益モデルも併せて提示すること。

(7) 市内各地域への自動運転E Vバス導入の可能性の検討

堺町・小樽運河周辺を除く市内各地域への自動運転バス導入の可能性について、実証実験の結果や市内公共交通の現状を踏まえて検討を行うこと。

(8) 報告書の作成

本業務の実施内容、検討結果をとりまとめ、報告書を作成すること。

(9) 受託者の責務

- ① 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ② 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りではない。また、再委託に関するすべての責任は受託者が負わなければならない。

(10) その他

- ① 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者のほか、業務遂行のために必要な専門的知見・経験を有する人員を配置し、適切な業務工程と役割分担実施スケジュールを示した上で、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の安全かつ円滑な実施のために、定期的に市と連絡調整を行うこと。
- ② 自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- ③ 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、本市と十分に協議すること。